

「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令案」に対する意見の募集について

警察庁では、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）第2条第5号に規定する指定金属切断工具を定めること等を内容とする「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令案」について検討しています。

その内容は別紙のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて御意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・電子メール（seianki-kikaku2@npa.go.jp） ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント（工具）」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁生活安全局生活安全企画課 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和7年6月27日（金）から 令和7年7月26日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

〈 凡 例 〉

法：盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）をいう。

1 命令等の題名

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令

2 根拠となる法令の条項

法第2条第5号

3 命令等の内容

(1) 法第2条第5号に規定する指定金属切断工具は、次に掲げるものとする。

ア ケーブルカッターであって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 長さが45センチメートル以上であるもの

(イ) ラチェット機構（回転式の刃体と他の部品とをかみ合わせるにより当該刃体を特定方向にのみ回転させる機構をいう。）を備えているもの

(ウ) 刃体を駆動させるための電気装置又は油圧装置を備えているもの

イ ボルトクリッパーであって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 長さが75センチメートル以上であるもの

(イ) 刃体を駆動させるための電気装置又は油圧装置を備えているもの

(2) その他所要の規定の整備を行うこととする。

4 施行期日

法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和7年9月1日）とする。